

平成 27 年 2 月 27 日

印西市長 板倉 正直 様

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己



放射線対策に要した費用の請求（平成23・24・25年度分）に対するご回答について

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故（以下、「弊社事故」という。）により、貴市をはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

さて、貴市より受領いたしました「放射線対策に要した費用の請求について（平成23・24・25年度分）（印西環第496号）」につきまして、別紙のとおりご回答申し上げます。

弊社事故により地方公共団体さまに生じた損害につきましては、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会が決定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等を踏まえ賠償の取り組みを鋭意進めております。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上

項目	項目	弊社の考え方
放射線量低減対策費用	H23 保育園除染 H24 道路除染 側溝汚泥仮置場 H25 道路除染 民有地除染	<p>弊社事故に由来する放射性物質の除染につきましては、基本的には「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」）にもとづき進められると考えており、それらに係る費用は同法にもとづき国の財政上の措置が講じられるものと認識しております。</p> <p>特措法に該当しない除染費用につきましては中間指針や中間指針第二次追補などを踏まえ、適切に対応させていただきたいと考えており、引き続き検討を進めてまいります。</p>
検査費用	H23：農産物出荷前検査	<p>農産物出荷前検査につきましては、弊社事故に関する法令もしくは政府指示等、または取引先からの要請にもとづき負担を余儀なくされ追加的に発生した費用であることが確認できないため、賠償金のお支払いの対象外とさせていただきました。</p>
	H24：農産物出荷前検査	<p>検査機器の点検校正費用（維持管理）および検査機器に付随する費用につきましては、所有される資産の活用にあたる費用と考えられることから、賠償金のお支払い対象外とさせていただいております。</p> <p>消耗品購入費につきましては、特措法および政府指示等、または取引先からの要請にもとづき負担を余儀なくされた費用であることが確認できず、かつその実施方法に地方公共団体さまの裁量による選択の幅が大きいいため、賠償金のお支払いの対象外とさせていただきました。</p>
	H25：農産物出荷前検査	<p>現在ご請求いただいている、自治体（代理負担費用）（H25）につきましては、引き続き、貴市の具体的なご事情をお伺いしたうえで適切に対応いたします。</p>
	H24・H25：食品検査	<p>会議・打合せ等の旅費につきましては、特措法および政府指示等、または取引先からの要請にもとづき実施や負担を余儀なくされた費用であることが確認できず、かつその実施方法に地方公共団体さまの裁量による選択の幅が大きいいため、賠償金のお支払いの対象外とさせていただきました。</p> <p>検査機器の点検校正費用（維持管理）および検査機器に付随する費用につきましては、所有される資産の活用にあたる費用と考えられることから、賠償金のお支払い対象外とさせていただいております。</p>
人件費	H23・H24・H25 職員人件費	<p>賠償金のお支払い対象といたしましては、弊社事故に関する法令もしくは政府による指示等、または取引先からの要請にもとづき、地方公共団体さまが負担を余儀なくされた職員対応費のうち、必要かつ合理的な範囲とさせていただいております。</p> <p>具体的には、弊社事故に伴い、法令もしくは政府指示等、または取引先からの要請にもとづき実施を余儀なくされた業務（以下「賠償対象業務」といいます。）を地方公共団体の職員さまが実施されたことにより、追加的な負担が発生し、その事実（業務の実施、損害の発生）とその関係（業務の実施により損害が発生したこと）を通常業務と切り分けてご証明いただける場合に、必要かつ合理的な範囲が賠償金のお支払い対象となると考えております。</p> <p>勤務時間内に賠償対象となる業務を行った場合の人件費につきましては、追加的な職員対応費の支出が生じていないため、賠償対象外とさせていただきたいと考えておりますが、一律的に賠償対象外とすることなく、通常時間中に「賠償対象業務」を行ったことにより賠償対象外業務を通常時間外に行なった場合の時間外「押し出し時間外」、および新設組織の職員さまの時間外・「押し出し時間外」につきましても、具体的なご事情をお伺いしたうえで適切に対応させていただきます。</p>